2　法第五十七条の二第三項に規定する政令で定める期間は、一月（同条第二項第二号に掲げる書類のうち、四半期報告書その他の当該期間内に提出することが困難である書類として内閣府令で定めるものにあつては、三月）とする。ただし、特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、届出日以後親会社があることとなつた日から起算して三月以内に当該書類を提出することができないと認められるときは、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

3　法第五十七条の二第五項に規定する政令で定める期間は、一月（四半期報告書その他の当該期間内に提出することが困難である書類として内閣府令で定めるものにあつては、三月）とする。ただし、特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期（同項に規定する四半期をいう。第十七条の二の十一第三項ただし書において同じ。）経過後三月以内に当該書類を提出することができないと認められるときは、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（特別金融商品取引業者に係る子法人等の範囲）

第十七条の二の四　法第五十七条の二第九項に規定する政令で定める要件に該当する者は、第十五条の十六の二第一項各号に掲げる者とする。

（特別金融商品取引業者の事業報告書の提出に係る経過期間等）

第十七条の二の五　法第五十七条の三第一項に規定する政令で定める期間は、一月とする。

2　法第五十七条の三第三項の規定による命令は、当該規定による公告を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すべき旨を定めて行うものとする。

（特別金融商品取引業者の説明書類の作成及び縦覧に係る経過期間）

第十七条の二の六　法第五十七条の四に規定する届出日から起算して政令で定める期間は、一月とする。

2　法第五十七条の四に規定する毎事業年度経過後政令で定める期間は、四月とする。

（特別金融商品取引業者の経営の健全性の状況を記載した書面の届出等に係る経過期間）

第十七条の二の七　法第五十七条の五第二項に規定する政令で定める期間は、一月とする。

2　法第五十七条の五第三項に規定する届出日から起算して政令で定める期間は、一月とする。

3　法第五十七条の五第三項に規定する四半期の末日から起算して政令で定める期間は、二月とする。

（指定親会社による書類の届出期限）

第十七条の二の八　法第五十七条の十三第一項に規定する政令で定める期間は、一月とする。

（最終指定親会社の事業報告書の提出に係る経過期間等）

第十七条の二の九　法第五十七条の十五第一項に規定する政令で定める期間は、一月とする。

2　法第五十七条の十五第三項の規定による命令は、当該規定による公告を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すべき旨を定めて行うものとする。

（最終指定親会社の説明書類の作成及び縦覧に係る経過期間）

第十七条の二の十　法第五十七条の十六に規定する最終指定親会社になつた日から起算して政令で定める期間は、一月とする。

2　法第五十七条の十六に規定する毎事業年度経過後政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国会社である最終指定親会社（法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。次条第三項及び第十七条の二の十二第二項において同じ。）が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、その事業年度経過後四月を経過した日から法第五十七条の十六の説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（最終指定親会社の経営の健全性の状況を記載した書面の届出等に係る経過期間）

第十七条の二の十一　法第五十七条の十七第二項に規定する政令で定める期間は、一月とする。

2　法第五十七条の十七第三項に規定する最終指定親会社になつた日から起算して政令で定める期間は、一月とする。

3　法第五十七条の十七第三項に規定する四半期の末日から起算して政令で定める期間は、二月とする。ただし、外国会社である最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期の末日から起算して二月を経過した日から同項の書面を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（外国会社に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え等）

第十七条の二の十二　特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合について、法の規定の適用に当たつての法第五十七条の二十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十七条の十三第二項第二号	定款、登記事項証明書	定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）並びに国内における主たる事務所の登記事項証明書
第五十七条の十八第一項第二号	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき	国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは清算開始の申立てを行つたとき、又は本店若しくは主たる事務所の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき
第五十七条の十八第二項第二号	指定親会社を代表する役員	指定親会社の役員
第五十七条の十八第二項第三号	破産手続開始の決定により解散したとき	破産手続開始の決定を受けたとき、又は本店若しくは主たる事務所の所在する国において当該国の法令に基づき破産手続と同種類の手続を開始したとき
	その破産管財人	その破産管財人又は当該国において破産管財人に相当する者
第五十七条の十八第二項第四号	その清算人	その清算人又は本店若しくは主たる事務所の所在する国において清算人に相当する者

2　最終指定親会社が外国会社である場合における法第五十七条の十五第一項の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは、「三月以内（当該最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間内）」とする。

第五章の四を第五章の五とし、第五章の三を第五章の四とし、第五章の二の次に次の一章を加える。

第五章の三　金融商品取引清算機関等

（金融商品取引清算機関の最低資本金の額）

第十九条の四の二　法第百五十六条の五の二に規定する政令で定める金額は、十億円とする。